



平成 24 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 ナブテスコ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小谷 和朗  
(コード：6268、東証第一部)  
問合せ先 総務部長 中村 賢一  
(TEL. 03-5213-1133)

会 社 名 ナブコドア株式会社  
代表者名 代表取締役社長 横山 雄二  
(コード：7530、大証第二部)  
問合せ先 総務人事部長 松下 豊  
(TEL. 06-6532-5841)

### ナブテスコ株式会社によるナブコドア株式会社の株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

ナブテスコ株式会社（以下、「ナブテスコ」といいます。）及びナブコドア株式会社（以下、「ナブコドア」といいます。）は、本日開催のそれぞれの取締役会において、ナブテスコを株式交換完全親会社とし、ナブコドアを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本日、両社の間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、ナブテスコについては、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、ナブテスコの株主総会による承認を受けずに、ナブコドアについては、平成 24 年 6 月 27 日開催予定のナブコドアの定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けたいうで、平成 24 年 8 月 1 日を効力発生日として行う予定です。

また、本株式交換の効力発生日（平成 24 年 8 月 1 日予定）に先立ち、ナブコドアの普通株式は株式会社大阪証券取引所（以下、「大阪証券取引所」といいます。）市場第二部において、平成 24 年 7 月 27 日付で上場廃止（最終売買日は平成 24 年 7 月 26 日）となる予定です。

### 記

#### 1. 本株式交換による完全子会社化の目的

ナブテスコは「Global Challenge: Advance to the Next Stage」として、海外市場で更なる飛躍を目指す 3 ヶ年（平成 23 年 4 月～平成 26 年 3 月）の中期経営計画を平成 23 年 5 月に発表しました。自動ドアの製造・販売を主たる事業とするナブテスコの住環境カンパニーでは、これに先立つ平成 22 年 7 月より、国内事業基盤の更なる強化とグローバル事業の拡大を事業方針に掲げて取り組んできました。

この一環として、ナブテスコは、平成 23 年 4 月には、スイスの自動ドア事業会社である Gilgen Door Systems 社を買収し事業規模の大幅拡大を果たすとともに、日本・欧州・北米・中国の四大市場体制を構築しました。その後も現在に至るまで、成長性が高い海外事業の更なる拡大を目指し、寡占化する世界市場での競争力強化を進めてまいりました。

国内市場においては、ナブテスコの住環境カンパニーは、ナブコドア、ナブコシステム株式会社及びオリエント産業株式会社の 3 メガ販社とともにナブコグループを形成し、全体で国内市場の半分を超えるシェアを有しております。国内市場は住環境カンパニーにとって事業の基幹をなすものであり引き続き重要な位置付けとなっております。

ナブテスコの西日本地区の販売施工会社として設立されたナブコドアは、企業信用の拡大を目指して平成8年に株式上場を果たし、「安全・安心・快適」を基本に、お客様に満足して頂ける商品・サービスを世の中に提供することを基本理念とし、社会に貢献することを使命として、地球環境に配慮した「安心して暮らせる快適環境創り」と「自然環境との共生」をテーマに、販売・保守サービスに努めてまいりました。

その結果、ナブコドアは、ナブコグループにおける自動ドアの国内販売額の約4割を占める販社となっております。

しかしながら平成20年9月のリーマンショック及びその後の国内景気の低迷は、日本の自動ドア市場環境に、以下のような大きな変化が長期に亘って起きていることを認識させることとなりました。

- ・ 少子高齢化、労働人口漸減に伴う成長性低下・量から質へのシフトと、弱者に配慮したバリアフリー環境の要求
- ・ 単純開閉機能から、不要開閉を減らす環境改善、省エネ（エコ）、開口部情報収集、等の高付加価値機能の付与
- ・ 新規設置のハード型業容から、保守・サービス・交換のソフト型業容へのシフト

この市場構造の変化を踏まえ、新たな市場の潜在ニーズを敏感・迅速に把握し、これに合った付加価値製品とサービスを提供することが、今後、国内での競争力強化・事業拡大の鍵となりますが、そのためには従来以上に、市場ニーズの把握から製品・高度サービスの開発と提供に効率的に、かつバリューチェーンの構成者が一体となって取り組むことが必須となります。

かかる観点から踏まえ両社で協議した結果、ナブテスコがナブコドアを完全子会社化することにより、これまでのメーカーと販社という独立した立場での協業関係から、資本関係を一つにしてバリューチェーンへの一体的な取組みを果たし、意思決定の迅速化と実行力の向上を実現することが必要であるとの考えで一致しました。

本株式交換により、市場の潜在ニーズに応える高付加価値製品と高度サービスの開発・提供、製販一体となった効率経営の構築を実現し、両社の企業価値向上を目指します。また、この成果を他2メガ販社との協業にも展開させることにより、ナブコグループとしての事業強化・拡大を図り、ナブテスコ株式を所有することになるナブコドアの株主の皆様を含め、ナブテスコの株主の皆様のご期待に応じてまいります。

## 2. 本株式交換の要旨

### (1) 本株式交換の日程

定時株主総会基準日（ナブコドア）	平成24年3月31日
本株式交換契約締結の取締役会決議日（両社）	平成24年5月30日
監理銘柄（確認中）指定日（ナブコドア）	平成24年5月30日
本株式交換契約締結日（両社）	平成24年5月30日
定時株主総会開催日（ナブコドア）	平成24年6月27日（予定）
整理銘柄指定日（ナブコドア）	平成24年6月27日（予定）
最終売買日（ナブコドア）	平成24年7月26日（予定）
上場廃止日（ナブコドア）	平成24年7月27日（予定）
本株式交換の予定日（効力発生日）	平成24年8月1日（予定）

（注1）ナブテスコは会社法第796条第3項に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

（注2）上記日程は、本株式交換の手続きの進行等に応じて必要があるときは、両社の合意に基づき変更されることがあります。

## (2) 本株式交換の方式

ナブテスコを株式交換完全親会社、ナブコドアを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、ナブテスコについては、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を受けずに行う予定です。ナブコドアについては、平成 24 年 6 月 27 日に開催予定のナブコドアの定時株主総会において本株式交換契約の承認を受けたいうで行う予定です。

## (3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	ナブテスコ (株式交換完全親会社)	ナブコドア (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	0.6
本株式交換により交付する株式数	ナブテスコ普通株式：1,053,762 株（予定）	

### (注 1) 株式の割当比率

ナブコドアの普通株式 1 株に対して、ナブテスコの普通株式 0.6 株を割当て交付します。ただし、ナブテスコが保有するナブコドアの普通株式 3,041,000 株（平成 24 年 5 月 30 日現在）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

### (注 2) 本株式交換により交付する株式数

ナブテスコは、本株式交換に際して、新たにナブテスコの普通株式 1,053,762 株を発行し、本株式交換によりナブテスコがナブコドアの発行済株式の全部（ただし、ナブテスコが保有するナブコドアの普通株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）のナブコドアの株主（ただし、ナブテスコを除きます。）に対し、割当て交付する予定です。なお、ナブコドアは本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時までには保有することとなる全ての自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってナブコドアが取得する自己株式を含みます。）を、基準時までには消却する予定です。

本株式交換により割当て交付する株式数については、ナブコドアによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

### (注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ナブテスコの単元未満株式（100 株未満）を保有することとなるナブコドアの株主の皆様につきましては、ナブテスコの普通株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

なお、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

#### ①単元未満株式の買取制度（100 株未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、ナブテスコの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ナブテスコに対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

#### ②単元未満株式の買増制度（100 株への買増し）

会社法第 194 条第 1 項及びナブテスコの定款の規定に基づき、ナブテスコの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元（100 株）となる数の普通株式をナブテスコから買い増すことを請求することができる制度です。

### (注 4) 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、ナブテスコの普通株式 1 株に満たない端数の割当て交付を受けることとなるナブコドアの現株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のナブテスコの株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主様に交付いたします。

## (4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

ナブコドアは、新株予約権及び新株予約権付社債をいずれも発行していません。

## 3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

### (1) 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、各社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ナブテスコは野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）を、ナブコドアはSMB C日興証券株式会社（以下、「SMB C日興証券」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

野村證券は、ナブテスコについては、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成24年5月29日を基準日として、算定基準日の株価終値、平成24年5月23日から算定基準日までの1週間の終値平均値、平成24年5月1日から算定基準日までの1ヵ月間の終値平均値、平成24年3月1日から算定基準日までの3ヵ月間の終値平均値、及び平成23年11月30日から算定基準日までの6ヵ月間の終値平均値）を、また、ナブテスコには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。なお、DCF法による算定において前提としたナブテスコの将来の利益計画は、大幅な増減益を見込んでおりません。

ナブコドアについては、同社が大阪証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成24年5月29日を基準日として、算定基準日の株価終値、平成24年5月23日から算定基準日までの1週間の終値平均値、平成24年5月1日から算定基準日までの1ヵ月間の終値平均値、平成24年3月1日から算定基準日までの3ヵ月間の終値平均値、及び平成23年11月30日から算定基準日までの6ヵ月間の終値平均値）を、また、ナブコドアには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。なお、DCF法による算定において前提としたナブコドアの将来の利益計画は、大幅な増減益を見込んでおりません。ナブテスコ株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.48～0.51
類似会社比較法	0.39～0.82
DCF法	0.51～0.86

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、ナブテスコ、ナブコドア及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成24年5月29日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、ナブテスコ及びナブコドアの財務予測については、ナブテスコ及びナブコドアにより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

一方、SMB C日興証券は、ナブテスコについては、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（平成24年5月29日を算定基準日とし、算定基準日以前の1ヵ月間及び3ヵ月間の株価終値平均値に基づき算定）を、また将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、DCF法を採用いたしました。なお、DCF法による算定において前提としたナブテスコの将来の利益計画は、大幅な増減益を見込んでおりません。

ナブコドアについては、同社が大阪証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株

価法（平成 24 年 5 月 29 日を算定基準日とし、算定基準日以前の 1 ヶ月間及び 3 ヶ月間の株価終値平均値に基づき算定）を、加えて将来の事業活動の状況を算定に反映させるため、DCF 法を採用いたしました。なお、DCF 法による算定において前提としたナブコドアの将来の利益計画は、大幅な増減益を見込んでおりません。

ナブテスコ株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.49～0.50
DCF 法	0.52～0.67

SMB C 日興証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としております。

また、SMB C 日興証券の株式交換比率の算定は、平成 24 年 5 月 29 日現在までの情報と経済条件を反映したものであります。なお、SMB C 日興証券による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

## (2) 算定の経緯

ナブテスコ及びナブコドアは、それぞれ第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、上記 2. (3) 記載の株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断し、平成 24 年 5 月 30 日に開催された両社の取締役会にて本株式交換の株式交換比率を決定し、同日、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議のうえ変更することがあります。

## (3) 算定機関との関係

野村証券及び SMB C 日興証券はいずれも、ナブテスコ及びナブコドアから独立した算定機関であり、ナブテスコ及びナブコドアの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

## (4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成 24 年 8 月 1 日をもって、ナブテスコはナブコドアの完全親会社となり、完全子会社となるナブコドアの普通株式は大阪証券取引所の上場廃止基準に従って、平成 24 年 7 月 27 日付で上場廃止（最終売買日は平成 24 年 7 月 26 日）となる予定であります。上場廃止後は、ナブコドアの普通株式を大阪証券取引所において取引することはできなくなりますが、ナブテスコを除くナブコドアの普通株主に対しては、本株式交換契約に従い、上記 2. (3) 記載のとおり、ナブテスコの普通株式が割り当てられます。

本株式交換の目的は上記 1. に記載のとおりであり、結果として、ナブコドアの普通株式は上場廃止

となる予定であります。ナブコドアの普通株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付されるナブテスコの普通株式は、東京証券取引所に上場されているため、ナブコドアの普通株式を 167 株以上保有し、本株式交換によりナブテスコの単元株式数である 100 株以上のナブテスコの普通株式の割当てを受ける株主は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の株式について引き続き取引所市場において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、167 株未満のナブコドアの普通株式を保有する株主には、単元株式数に満たないナブテスコの普通株式が割り当てられます。

単元未満株式については取引所市場において売却することはできませんが、株主のご希望により買取制度又は買増制度をご利用いただくことが可能であります。これらの取扱いの詳細については、上記 2. (3) の (注 3) をご参照ください。

また、1 株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記 2. (3) の (注 4) をご参照ください。

なお、ナブコドアの普通株主は、最終売買日である平成 24 年 7 月 26 日 (予定) までは、大阪証券取引所において、その保有するナブコドアの普通株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

#### (5) 公正性を担保するための措置

本株式交換の検討にあたって、ナブテスコは既にナブコドアの発行済株式総数の 63.35%を保有していることから、公正性を担保する必要があると判断しました。

そのため、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保する観点から、本株式交換の実施にあたり、両社は上記 3. (1) に記載のとおり、それぞれ第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、真摯に交渉・協議を行い、上記記載の合意した株式交換比率により本株式交換を行うことを、平成 24 年 5 月 30 日開催のそれぞれの取締役会で決議いたしました。

なお、ナブテスコ及びナブコドアは、いずれも、各第三者算定機関から株式交換比率の公正性に関する評価 (フェアネス・オピニオン) を取得しておりません。

また、本株式交換の法務アドバイザーとして、ナブテスコは桃尾・松尾・難波法律事務所を、ナブコドアは中村・平井・田邊法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

#### (6) 利益相反を回避するための措置

ナブコドアはナブテスコの連結子会社に該当することから、利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

ナブコドアの実業取締役のうち、代表取締役社長である横山雄二氏はナブテスコの執行役員を兼務しているため、ナブコドアの実業取締役会における本株式交換の審議及び決議には参加しておらず、ナブコドアの立場でナブテスコとの本株式交換の協議及び交渉にも参加していません。また、ナブコドアの監査役のうち、社外監査役である山田正彦氏はナブテスコの社外監査役を、社外監査役である橋本悟郎氏はナブテスコの従業員をそれぞれ兼務しているため、ナブコドアの本株式交換に係る取締役会の審議には参加しておらず、また何等の意見表明も行っておりません。

ナブコドアの実業取締役会における本株式交換に関する議案は、ナブコドアの実業取締役 5 名のうち、上記横山雄二氏を除く 4 名の全員一致により承認可決されており、かつ、ナブコドアの監査役 3 名のうち、上記山田正彦氏及び橋本悟郎氏を除く監査役 1 名が出席し、本株式交換を行うことにつき賛成意見を表明しております。

#### 4. 本株式交換の当事会社の概要 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	ナブテスコ株式会社	ナブコドア株式会社

(2) 所在地	東京都千代田区平河町二丁目7番9号	大阪府大阪市西区西本町一丁目12番22号						
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小谷 和朗	代表取締役社長 横山 雄二						
(4) 事業内容	精密機器、輸送用機器、航空機器、油圧機器、自動ドア、包装機等の製造・販売	各種自動ドア、金属製・ガラス製建具、建物用防災システムの販売、施工ならびにこれらの製品の保守・修理業務、機械式立体駐車装置の保守・修理業務						
(5) 資本金	10,000百万円	848百万円						
(6) 設立年月日	平成15年9月29日	昭和37年4月28日						
(7) 発行済株式数	127,212,607株	4,800,000株						
(8) 決算期	3月31日	3月31日						
(9) 従業員数	(連結) 4,995名	(単体) 330名						
(10) 主要取引先	ファナック株式会社、株式会社小松製作所、川崎重工業株式会社、JR各社	株式会社LIXIL、株式会社竹中工務店、YKK AP株式会社						
(11) 主要取引銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社山口銀行、株式会社伊予銀行、株式会社大垣共立銀行、株式会社百五銀行	株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行						
(12) 大株主及び持株比率	<p>株式会社神戸製鋼所 11.87%</p> <p>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 7.98%</p> <p>日本マスタートラスト信託銀行株式会社 6.00%</p> <p>スタート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 4.95%</p> <p>ジェーピー モルガン チェス バンク 380055 4.21%</p> <p>東海旅客鉄道株式会社 4.06%</p> <p>帝人株式会社 3.51%</p> <p>アルビオン デグリア インバスター サービスズ トラスト、ロンドン クライアント アカウト 2.90%</p> <p>タイヨウ ファント、エル・ピー 2.60%</p> <p>株式会社ハモニック・ドライブ・システムズ 2.57%</p>	<p>ナブテスコ株式会社 63.35%</p> <p>ナブコドア従業員持株会 1.87%</p> <p>株式会社みずほ銀行 1.45%</p> <p>姫路ナブコ株式会社 1.25%</p> <p>伊藤真吾 1.16%</p> <p>幸田とよ 0.92%</p> <p>株式会社三井住友銀行 0.87%</p> <p>片山コトエ 0.84%</p> <p>日本生命保険相互会社 0.83%</p> <p>三井住友海上火災保険株式会社 0.62%</p>						
(13) 当事会社間の関係	<table border="1"> <tr> <td>資本関係</td> <td>ナブテスコは、ナブコドアの発行済株式総数(4,800,000株)の63.35%に相当する3,041,000株を保有しております。</td> </tr> <tr> <td>人的関係</td> <td>ナブテスコの社外監査役1名が、ナブコドアの社外監査役を兼任しております。ナブテスコの執行役員1名が、ナブコドアの代表取締役社長に、ナブテスコの従業員1名が、ナブコドアの社外監査役にそれぞれ就任しております。また、ナブテスコの従業員2名が、ナブコドアに出向しております。</td> </tr> <tr> <td>取引関係</td> <td>ナブコドアはナブテスコから自動ドアを仕入れており、その仕入額は直近事</td> </tr> </table>		資本関係	ナブテスコは、ナブコドアの発行済株式総数(4,800,000株)の63.35%に相当する3,041,000株を保有しております。	人的関係	ナブテスコの社外監査役1名が、ナブコドアの社外監査役を兼任しております。ナブテスコの執行役員1名が、ナブコドアの代表取締役社長に、ナブテスコの従業員1名が、ナブコドアの社外監査役にそれぞれ就任しております。また、ナブテスコの従業員2名が、ナブコドアに出向しております。	取引関係	ナブコドアはナブテスコから自動ドアを仕入れており、その仕入額は直近事
資本関係	ナブテスコは、ナブコドアの発行済株式総数(4,800,000株)の63.35%に相当する3,041,000株を保有しております。							
人的関係	ナブテスコの社外監査役1名が、ナブコドアの社外監査役を兼任しております。ナブテスコの執行役員1名が、ナブコドアの代表取締役社長に、ナブテスコの従業員1名が、ナブコドアの社外監査役にそれぞれ就任しております。また、ナブテスコの従業員2名が、ナブコドアに出向しております。							
取引関係	ナブコドアはナブテスコから自動ドアを仕入れており、その仕入額は直近事							

		業年度（平成 24 年 3 月期）において総仕入高の約 50%に及びます。 また、キャッシュ・プール・システム契約に基づく資金取引を行っております。
	関連当事者への 該当状況	ナブコドアはナブテスコの連結子会社であり、ナブテスコとナブコドアは相互に関連当事者に該当します。

(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態

決算期	ナブテスコ（連結）			ナブコドア（単体）		
	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
純 資 産	85,167	96,531	107,466	6,915	7,084	7,305
総 資 産	149,480	180,729	208,092	9,786	9,698	10,394
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	628.29	713.77	784.12	1,441.20	1,476.83	1,522.93
売 上 高	126,249	169,303	198,527	10,036	10,168	10,618
営 業 利 益	7,964	20,212	22,858	550	582	695
経 常 利 益	9,337	22,365	24,656	555	591	692
当 期 純 利 益	4,017	13,387	14,756	256	315	374
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	31.70	105.91	116.74	53.35	65.78	78.07
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	9.00	25.00	34.00	30.00	30.00	40.00

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

5. 本件株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名 称	ナブテスコ株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区平河町二丁目 7 番 9 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小谷 和朗
(4) 事 業 内 容	精密機器、輸送用機器、航空機器、油圧機器、自動ドア、包装機等の製造・販売
(5) 資 本 金	10,000 百万円
(6) 決 算 期	3 月末日
(7) 純 資 産	現時点では確定していません。
(8) 総 資 産	現時点では確定していません。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、共有支配下の取引等のうち、少数株主との取引に該当し、負ののれんが発生する見込みですが、発生するのれんの金額は現時点では未定です。

7. 今後の見通し

ナブコドアは、既にナブテスコの連結子会社であるため、本株式交換によるナブテスコ及びナブコドアの業績への影響は、いずれも軽微であると見込んでおります。

8. 支配株主との取引等に関する事項

本株式交換は、ナブテスコがナブコドアの発行済株式総数の 63.35%を保有している支配株主であることから、ナブコドアにとって支配株主との取引等に該当します。

ナブコドアが、平成 23 年 7 月 1 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「親会社のナブテスコ株式会社は、建物用自動ドア装置のメーカーであり、当社はその販売会社であり



ます。当社は同社との間で特約販売契約を締結し、これに基づき同社から仕入取引を行っております。その仕入高は当社総仕入高の約 50%を占めておりますが、取引条件は一般の仕入先と同等であります。当社は、ナブテスコグループの連結経営方針に則りながら、独自に経営方針、事業戦略等を策定するとともに、権限の明確化を図るため責任・権限規程を定めるなど、独立性を確保しております。」

この点、ナブコドアは、親会社であるナブテスコ及びそのグループ企業から自由な事業活動を阻害されるような状況になく、一定の独立性が確保されていると認識しております。また、ナブコドアは、ナブテスコ及びそのグループ企業との取引については、他の企業との取引と同様の基準に基づいて行っており、資本関係による制約を受けることはございません。

ナブコドアは、本株式交換においても同様に、ナブテスコからの経営の独立性の確保に努めており、さらに上記 3. (5) 及び (6) に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本株式交換における株式交換比率の決定を行い、また、本株式交換を行う予定です。したがって、本株式交換は上記のナブコドアの「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

ナブコドアは、本株式交換を検討するにあたり、ナブコドアの本株式交換における法務アドバイザーであり支配株主であるナブテスコと利害関係を有しない中村・平井・田邊法律事務所から、本株式交換の目的についてナブコドアの少数株主保護の見地から特段不合理な点は見当たらないこと、ナブテスコ及びナブコドアから独立した第三者算定機関である S M B C 日興証券による株式交換比率算定結果を参考にするとともに、利益相反を回避するための措置を講じつつ、ナブテスコとの間で協議及び交渉を行った上で、取締役会で決議するという本株式交換の手続は一般的に公正かつ妥当と認められること等を勘案した上で、本株式交換を行うことについての決定はナブコドアの少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を平成 24 年 5 月 29 日付で入手しております。

以 上

(参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績

ナブテスコ (当期連結業績予想は平成 24 年 5 月 10 日公表分)

(単位：百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 25 年 3 月期)	210,000	24,200	26,100	16,800
前期実績 (平成 24 年 3 月期)	198,527	22,858	24,656	14,756

ナブコドア (当期業績予想は平成 24 年 5 月 10 日公表分)

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (平成 25 年 3 月期)	11,000	800	800	450
前期実績 (平成 24 年 3 月期)	10,618	695	692	374